

**地方創生10年を期して  
更なる施策の推進を求める特別要望**

**令和6年7月**

**全国町村議会議長会**

# 地方創生10年を期して更なる施策の推進を求める特別要望

現在、全国の町村議会においては、議員のなり手不足が大きな課題となっているが、その根底には、人口減少・高齢化・東京一極集中などの地方における人口問題があると考えられる。

令和6年6月、国は「地方創生10年の取組と今後の推進方向」を公表し、これまでの地方創生の取組による成果とともに、残された課題と新たな課題及びこれらを踏まえた今後求められる取組の方向が示された。

この中で、「国全体で見たときに人口減少や東京圏への一極集中などの大きな流れを変えるには至っておらず、地方が厳しい状況にあることを重く受け止める必要」があり、「人口減少や東京圏への過度な一極集中を是正するための対策は、我が国全体で戦略的に挑戦すべき課題」であると指摘されている。

一方、民間有志による人口戦略会議において、「消滅可能性自治体」等の分析結果リストが公表されたことにより、当該自治体の住民をはじめ、国民の間に誤解と混乱が生じている。

我が国における人口減少及び東京一極集中は、自治体の努力のみで解決できるものでなく、国全体の問題として国が責任を持って取り組むべきであることを踏まえ、更なる施策の推進を行う必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

## 記

### 1 国民に対する丁寧かつ積極的な情報提供

東京一極集中による地方の人口減少は、国民のライフスタイルや価値観の多様化を踏まえた「一人ひとりの多様な幸せ (well-being)」の実現を妨げる要因の一つになるだけでなく、我が国のあらゆる方面に多大な影響を及ぼす、国のあり方に関する重大問題である。

よって、国は、こうしたことについて、国民に対し丁寧かつ積極的に情報提供を行うこと。特に中高生をはじめとした若年層に対して、SNS等も活用し、きめ細かな情報発信を図ること。

### 2 国の司令塔組織の設置

数多くの自治体において深刻化する人口減少問題に国が責任を持って対処するため、地方との適切な役割分担のもと、国の政策を統括推進する司令塔を設置すること。

### 3 地方創生に関する施策の推進

(1) これまでの地方創生やデジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組の検証を踏まえ、持続可能な地域づくりを更に推進すること。

- (2) 人口減少の克服と地方創生のため、町村が自主性・独自性を発揮し、様々な施策を着実に進めることができるよう、地方創生推進費（1兆円）を継続し、拡充すること。  
また、算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な町村について考慮すること。
- (3) デジタル田園都市国家構想の実現に向け、デジタル技術を活用した新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、十分な支援を行うこと。  
特に、デジタル田園都市国家構想交付金については、予算枠を確保・充実するとともに、地方の実情を十分に踏まえ、支援内容を拡充の上、自由度の高い運用とすること。
- (4) 地方への新しいひとの流れをつくり、東京一極集中を是正するため、企業・大学・政府機関等の地方移転など、引き続き積極的に推進すること。
- (5) 地方拠点強化税制については、支援対象や雇用促進税制の税額控除等の拡充を図ること。
- (6) 都市から地方への移住・定住・交流を推進するため、若者を中心としたUJIターン対策の強化、副業・兼業を含めた多様な働き方の推進、関係人口の創出・拡大、テレワークの活用、サテライトオフィス等の開設、国民の関心を惹きつける効果的・戦略的な情報発信等の取組に対して、十分な支援を行うこと。
- (7) 地方創生に積極的に取り組む小規模町村に対し、国家公務員等の人材を派遣する地方創生人材支援制度については、希望する町村に適切な人材が派遣されるよう、必要な人材を確保すること。
- (8) 地方移住やリモートワーク等を推進するため、市街化調整区域制度をはじめとする土地利用制度の見直し・柔軟化を図ること。
- (9) 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）について、5年間期限を延長すること。
- (10) 町村による結婚支援（マッチングや若い世代のライフデザイン等）及び結婚後のスタートアップ支援（家賃や引っ越し費用等）に対する財政措置を充実・強化すること。
- (11) 子ども・子育て支援金制度については、支援金の目的や使途、負担の在り方等、国民の理解が十分得られるよう、国の責任において丁寧な周知広報を行うとともに、制度導入に伴うシステム改修費等の必要な経費について、財政的支援を講じること。  
また、歳出改革等については、地方の意見を十分に踏まえて検討すること。
- (12) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、過疎地域の持続的発展に向けた総合的かつ計画的な対策を実施するため、財政措置を拡充・強化すること。
- (13) 地域おこし協力隊など外部からの人材誘致を含めた人材の積極的活用と、集落再編・地域運営組織の形成など集落対策を総合的に推進するための支援を強化すること。